

(案)

第 4 次愛知県食育推進計画検討会設置要綱

(目的)

第 1 条 第 4 次愛知県食育推進計画案を作成するため、愛知県食育推進会議運営要綱第 7 条の規定に基づき、「第 4 次愛知県食育推進計画検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 検討会は、別表に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

2 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。

3 座長に事故があったときは、あらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(運営)

第 3 条 検討会は、農業水産局長が招集する。

2 座長は必要があると認めたときは、検討会に構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

3 構成員に事故があったときは、委任された者が職務を代理することができる。

(庶務)

第 4 条 検討会に関する庶務は、農業水産局農政部食育消費流通課において処理する。

(雑則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 月 日から施行する。

別 表

第4次愛知県食育推進計画検討会構成員名簿

年 月 日現在

(50音順、敬称略)

氏 名	所 属 等	備考
	愛知学院大学	
	愛知教育大学	
	生活協同組合コープあいち	
	愛知県栄養教諭研究協議会	
	愛知県小中学校長会給食委員会	
	愛知県食生活改善推進員協議会	
	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育部会	
	愛知県漁業協同組合連合会	
	愛知県農業協同組合中央会	
	一般社団法人愛知県調理師会	
	日本労働組合総連合会愛知県連合会	
	愛知県食育推進会議	